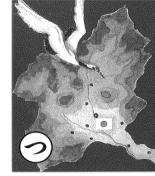




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月27日(金) 号外(第6号)

目次

ページ

条 例	
○群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(総務課)	2
○群馬県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例(同)	3
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)	3
○群馬県部設置条例及び群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例(同)	5
○群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	9
○群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例(消防保安課)	10
○群馬県公文書等の管理に関する条例(総務事務センター)	10
○群馬県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例(スポーツ振興課)	19
○群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(同)	20
○群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(子育て・青少年課)	21
○群馬県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(健康福祉課)	22
○群馬県医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医務課)	29
○群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例(介護高齢課)	30
○群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例(保健予防課)	31
○群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例及び群馬県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例(薬務課)	31
○群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(国保援護課)	32
○群馬県食品衛生法施行条例及び群馬県食品衛生条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課)	33
○群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(廃棄物・リサイクル課)	33
○群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(農業構造政策課)	34
○群馬県肥料取締法関係手数料条例及び群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例の一部を改正する条例(技術支援課)	34
○群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例(畜産課)	35
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(工業振興課)	35
○群馬県流域下水道事業の設置等に関する条例(下水環境課)	36
○群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(建築課)	38
○群馬県県営住宅管理条例の一部を改正する条例(住宅政策課)	39
○群馬県監査委員に関する条例の一部を改正する条例(監査委員事務局)	40
○群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(学校人事課)	40
○群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同)	41
○群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例(高校教育課)	41
○群馬県公営企業職員定数条例の一部を改正する条例(企業局総務課)	42
○群馬県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例(水道課)	42
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院局総務課)	43
○群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例(議事課)	43

■ 条 例

群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県条例第九号

群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

群馬県知事 山本 一 太

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)(第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、同項に規定する普通地方公共団体の長等(以下「知事等」という。))の損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 知事等は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れる。

一 地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)(以外の知事等 県から法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任(以下「知事等の損害賠償責任」という。))の原因となつた行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第二百三条の二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)(の一会計年度当たりの額に相当する額として規則で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 二

ニ 職員(地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。)(一)

二 地方警務官 国から知事等の損害賠償責任の原因となつた行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与

に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)その他の法律による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)(の一会計年度当たりの額に相当する額として規則で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 県警察本部長 二

ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第十号

群馬県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十九条の二第四項の規定に基づき、群馬県公立大学法人（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）が負う損害を賠償する責任の一部を免除することに關し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免除に關し条例で定める額）

第二条 法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、役員等が法人から同項の承認（以下「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他規則で定める給付の一事業年度当たりの額に相当する額として規則で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 理事長又は副理事長 六
- 二 理事 四
- 三 監事又は会計監査人 二

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第十一号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に關する条例の一部を改正する条例

例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に關する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の二の項上欄(イ)中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄(ロ)中「(ロ)」を「(ロ)」に改め、同欄(ニ)を同欄(イ)とし、同欄(ハ)から同欄(ニ)までを同欄(イ)から同欄(ロ)までとし、同欄(ニ)中「又は第四号」を削り、同欄(ニ)を同欄(イ)とし、同欄(ニ)を同欄(イ)とし、同欄(ニ)中「第二十五条第一項」の下に「の規定により必要な指導若しくは助言をし、若しくは同条第二項」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同欄(ニ)を同欄(イ)とし、その次に次のように加える。

(ロ) 法第二十五条第五項の規定により、飼養若しくは保管の状況等に関し報告を求め、又は当該職員に、飼養若しくは保管に關係のある場所に立ち入り、物件を検査させること。

別表第一の二の二の項上欄(イ)を同欄(イ)とし、同欄(イ)中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同欄(イ)を同欄(イ)とし、同欄(イ)中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄(イ)を同欄(イ)とし、その次に次のように加える。

(ロ) 法第二十四条の二第一項の規定により必要な報告をし、若しくは同条第二項の規定により報告に係る措置をとるべきことを命じ、又は同条第三項の規定により飼養施設の状態等に関し報告を求め、若しくは当該職員に、飼養施設を設置する場所等に立ち入り、物件を検査させること。

別表第一の二の二の項上欄(イ)中「第二十三条第一項（法第二十四条の四）」を「第二十三条第一項（法第二十四条の四第一項）」に、「同条第三項（法第二十四条の四）」を「同条第三項（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）」の規定により報告に従わない旨を公表し、若しくは法第二十三条第四項（法第二十四条の四第一項）に改め、同欄(イ)を同欄(イ)とし、同欄(イ)中「第二十二條の六第二項の規定による届

出を受け付けること又は同条第三項を「第二十二條の六」に、「若しくは」を「又は」に改め、同欄(九)を同欄(十)とし、同欄(八)の次に次のように加える。

(九) 法第二十一條の五第二項の規定による届出を受け付けること。

別表第一の二の二の項下欄中「(四)」を「(五)」に、「(五)」を「(六)」に改める。

別表第二の十八の項上欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同欄(一)中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を

「覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同欄(三)から(七)までの規定中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同欄(八)、(九)及び(十)中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同欄(四)中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同欄(五)中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄(六)中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同欄(七)中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同欄(八)中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄(九)中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄(十)の次に次のように加える。

(六) 法第三十條の十四第二項の規定による覚醒剤原料の廃棄の届出

(七) 法第三十條の十四第三項の規定による覚醒剤原料の譲受けの届出

別表第二の二十七の項上欄中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同欄(一)中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二の十八の項の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

二 別表第二の二十七の項の改正規定 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(施行日後に市が処理する事務の法令の適用)

2 この条例の施行の日前に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第五百十二号）第三条第一項若しくは第四項の規定により知事に対してなされた申請又は同日前に同条第二項若しくは第五項の規定により知事がした許可で、同日以後において前橋市長又は高崎市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における改正後の別表第一の二の二の項上欄に掲げる事務に係る法令の適用については、これらの市長に対してなされた申請又はこれらの市長がした許可とみなす。

群馬県設置条例及び群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十二号

群馬県設置条例及び群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例
(群馬県設置条例の一部改正)

第一条 群馬県設置条例(平成十九年群馬県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総務部」を「知事戦略部」に、「企画部」を「総務部」に、「生活文化スポーツ部」を「地域創生部」に、「こども未来部」を「生活こども部」に、「森林環境部」を「環境森林部」に改める。

第二条第一号を削り、同条第二号中「企画部」を「知事戦略部」に改め、同号二中「国際施策の推進」を「情報発信」に改め、同号ホ中「地域振興」を「デジタル技術の利活用の推進」に改め、同号ヘ中「情報化の推進及び統計」を「地域外交」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 総務部

イ 職員に関する事項

ロ 議会及び県の行政一般に関する事項

ハ 県の予算、税その他の財務に関する事項

ニ 法務及び条例の立案に関する事項

ホ 市町村その他地方公共団体の行政一般に関する事項

ヘ 統計に関する事項

ト 消防、防災及び危機管理に関する事項

チ その他他部の主管に属しない事項

第二条第三号中「生活文化スポーツ部」を「地域創生部」に改め、同号イ中「県民生活」を「地域振興」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「(文化財の保護に関する事項を除く。)」を削り、同号ロを同号ハとし、その次に次のように加える。

ニ 社会教育に関する教育機関(群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館、

群馬県立歴史博物館、群馬県立自然史博物館及び群馬県立土屋文明記念文学館に限る。)の設置、管理及び廃止に関する事項

第二条第三号イの次に次のように加える。

ロ 移住、定住及び外国人活躍推進に関する事項

第二条第四号中「こども未来部」を「生活こども部」に改め、ハをホとし、ロをハとし、その次に次のように加える。

ニ 私学振興に関する事項

第二条第四号イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 県民生活に関する事項

第二条第五号イ及びロ中「こども未来部」を「生活こども部」に改め、同条第六号中「森林環境部」を「環境森林部」に改め、ハを削り、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 環境に関する事項

第二条第八号イ中「商業」の下に「サービス業」を加え、同号ハ中「観光」の下に「及び新コンテンツ創出」を加える。

(群馬県地域機関設置条例の一部改正)

第二条 群馬県地域機関設置条例(平成十六年群馬県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改め、同条第一項中「森林及び環境」を「環境及び森林」に、「森林環境事務所、森林事務所(森林)を「環境森林事務所、環境事務所(環境)に、「環境事務所(環境)を「森林事務所(森林)に改め、同条第二項中「森林環境事務所、森林事務所及び環境事務所」を「環境森林事務所、環境事務所及び森林事務所」に改め、同項の表中「群馬県西部森林環境事務所」を「群馬県西部環境森林事務所」に、「群馬県吾妻森林環境事務所」を「群馬県吾妻環境森林事務所」に、「群馬県利根沼田森林環境事務所」を「群馬県利根沼田環境森林事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(文化財の保護に関する事項の移管に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の群馬県設置条例第二条第三号ハに掲げる事項のうち文化財の保護に関する事項に係る法令、条例又は教育委員会規則(以下この項において「法令等」という。)の規定により、この条例の施行の日前に群馬県教育委員会に対してなされた申請その他の行為又はこの条例の施行の際現にその効力を有する群馬県教育委員会がした処分その他の行為で、同日以後において知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、知事に対してなされた申請その他の行為又は知事がした処分その他の行為とみなす。

(群馬県文化財保護審議会条例の一部改正)

3 群馬県文化財保護審議会条例(昭和五十一年群馬県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「群馬県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に」を削る。

第三条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第七条第一項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第八条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第九条中「教育委員会事務局」を「地域創生部」に改める。

第十条(見出しを含む。)中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(群馬県文化財保護条例の一部改正)

4 群馬県文化財保護条例(昭和五十一年群馬県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「群馬県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に改める。

第四条第一項、第二項及び第六項並びに第五条第一項、第四項及び第五項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第六条第一項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び知事」に改め、

同条第三項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第七条、第八条第一項及び第二項、第九条第一項並びに第十一条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十二条本文中「教育委員会」を「知事」に改め、同条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第十五条第二項並びに第十六条第一項及び第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十七条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第三項及び第四項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十八条、第十九条第一項、第二項、第五項及び第六項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二項及び第五項並びに第二十四条第一項、第二項、第六項及び第七項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第二十五条中「教育委員会規則」を「規則」に、「を教育委員会」を「を知事」に改める。

第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項及び第六項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四十条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四十一条、第四十三条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四十五条の二中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四十五条の三第一項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四十五条の四中「教育委員会が」を「知事が」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四十六条(見出しを含む。)中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四十九条中「教育委員会」を「知事」に改める。

(群馬県文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

6 群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十五年群馬県条例第五号)の一部を次のように改正する。
第五条中「教育委員会」を「知事」に改める。
第五条中「教育委員会」を「規則」に改める。

第六条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
(群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

7 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一の一の六の項の次に次のように加える。

<p>一の六の二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下この項において「現状変更等」という。)に係る許可及びその取消し並びに停止命令をすること(次に掲げるものに係るものに限る。)</p> <p>(1) 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)(の現状変更等</p> <p>(2) 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り</p> <p>(二) 法第四十三条第四項(法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による現状変更等の停止命令をすること(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。))</p> <p>(三) 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令をすること(公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合に限る。)</p> <p>(四) 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令をすること(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)</p> <p>(五) 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)(及び第五十五条の規定による調査(一)(1)及び(2)に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)(をすること。</p> <p>(六) 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第</p>	<p>各市(一)、及び(二)に掲げる事務については、地方自治法第二百五十二条第二十一項に規定する中核市(以下「中核市」という。)(を除く。)</p>
---	--

<p>一 項の規定による届出の受理及び法第九十三条第二項の規定による指示をすること。</p> <p>(七) 法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による勧告をすること(当該市の区域内に存する周知の埋蔵文化財包蔵地を当該市が発掘しようとする場合に限る。))</p> <p>(八) 法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示をすること。</p> <p>(九) 法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による勧告をすること(当該市の区域内において当該市が遺跡を発見した場合に限る。))</p> <p>一の六の三 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第十八条の二第一項の規定による刀剣類の製作の承認及び同条第三項の規定による通知をすること。</p>	<p>各市</p>
<p>別表第一の二の二の項下欄中「地方自治法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市(以下「中核市」という。)(を「中核市」に改め、同表十八の二の項の次に次のように加える。</p> <p>十八の三 群馬県文化財保護条例(昭和五十一年群馬県条例第三十九号。以下この項において「条例」という。)(及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 条例第十七条第一項、第三項及び第四項の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下この項において「現状変更等」という。)(に係る許可及びその取消しをすること(次に掲げるものに限る。))</p> <p>(1) 建造物である県指定重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)(の現状変更等</p> <p>(2) 金属、石又は土で作られた県指定重要文化財の型取り</p> <p>(二) 条例第十七条第四項の規定による現状変更等の停止命</p>	<p>各市</p>

令をすること。

(三) 条例第十九条第二項の規定による公開の勧告並びに同条第六項の規定による指示及び指揮監督をすること(公開に係る県指定重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合に限る。)

(四) 条例第二十一条の規定による報告(一)及び(二)に掲げる現状変更等に係る条例第十七条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)を定めること。

(五) 条例第四十二条において準用する条例第十七条第一項の規定により、県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等(別に規則で定めるものに限る。(六)及び(七)において同じ。)の許可を行うこと。

(六) 条例第四十二条において準用する条例第十七条第三項の規定により、県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等に関し必要な指示をすること。

(七) 条例第四十二条において準用する条例第十七条第四項の規定により、県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。

別表第二に次のように加える。

<p>三十五 文化財保護法(以下この項において「法」という。)、群馬県文化財保護条例(以下この項において「条例」という。)、及び条例の施行のための規則に基づく次に掲げる申請又は届出等</p> <p>(一) 法及び条例の規定により、文化財に関し知事又は知事を経由して文部科学大臣若しくは文化庁長官に提出される申請又は届出等</p> <p>(二) (一)に掲げるもののほか条例の施行のための規則に基づく申請又は届出等</p>	各市町村
--	------

(群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

8 群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中一の項から三の項までを削り、四の項を一の項とする。

別表第二中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とする。

(群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

9 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例(昭和四十九年群馬県条例第十五

号)の一部を次のように改正する。

第四条中「群馬県教育委員会(以下「委員会」という。)」を「知事」に改める。

第六条第一項及び第七条中「委員会」を「知事」に改める。

第八条第一項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会の」を「知事の」に改め、同条第二項及び第三項中「委員会」を「知事」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「委員会」を「知事」に改め、同条第三号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第十五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

10 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(昭和五十四年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

11 群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例(平成八年群馬県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項及び第四条の三第二項中「館長」を「知事」に改める。

第五条中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「知事」に改める。

第七条第一項及び第八条第一項中「委員会」を「知事」に改める。

第十八条中「又は教育委員会規則」を削る。

(群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

12 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例(平成八年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「知事」に改める。

第七条第一項及び第八条中「委員会」を「知事」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「委員会」を「知事」に改め、同条第三号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第十二条第二項中「委員会」を「知事」に改める。

第十五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(群馬県いじめ問題対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例の一

部改正)

13 群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例

(平成二十七年群馬県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「こども未来部」を「生活こども部」に改める。

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十三号

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年群馬県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施

機関が知事と協議して定める額

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第五条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十四号

群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表十三の項口中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県公文書等の管理に関する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十五号

群馬県公文書等の管理に関する条例

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 公文書の管理

第一節 文書の作成(第四条)

第二節 公文書の整理等(第五条—第十条)

第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等(第十一条—第三十三条)

第四章 群馬県公文書等管理委員会(第三十四条—第三十六条)

第五章 雑則(第三十七条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条)

附 則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、地方自治の本旨にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事(病院事業の管理者の権限を行う知事を含む。)、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会及び企業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)

(以下「県設立地方独立行政法人」という。)及び群馬県住宅供給公社(以下「公社」という。)をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(県設立地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第十九条を除き、以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 群馬県立文書館(以下「文書館」という。)その他規則で定める県の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

3 この条例において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書として、規則で定める基準に適合するものをいう。

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 第八条第一項又は第三項の規定により文書館に移管されたもの

二 第三十九条第一項の規定により文書館に移管されたもの

三 法人その他の団体(実施機関を除く。以下「法人等」という。)又は個人から文書館に寄贈され、又は寄託されたもの

5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一 公文書

二 特定歴史公文書等

(他法令等との関係)

第三条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第二章 公文書の管理

第一節 文書の作成

第四条 実施機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書管理規程(第十条第一項に規定する公文書管理規程をいう。)で定めるところにより、文書を作成しなければならない。

第二節 公文書の整理等

(整理)

第五条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物(以下「簿冊」という。)にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該簿冊について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、規則で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、簿冊及び単独で管理している公文書(以下本則において「簿冊等」という。)について、保存期間(延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては文書館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第六条 実施機関は、簿冊等について、当該簿冊等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じ

た上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該簿冊等の集中管理の推進に努めなければならない。

(簿冊管理簿)

第七条 実施機関は、簿冊等の管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、簿冊等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(群馬県情報公開条例(平成十二年群馬県条例第八十三号。以下本則において「情報公開条例」という。))第十四条に規定する非開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「簿冊管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、規則で定める期間未満の保存期間が設定された簿冊等については、この限りでない。

2 実施機関は、簿冊管理簿について、規則で定めるところにより、一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第八条 実施機関は、保存期間が満了した簿冊等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した簿冊等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、教育委員会は、当該簿冊等が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該簿冊等を文書館に移管するよう求めることができる。

3 実施機関は、前項後段の規定による求めがあったときは、当該簿冊等について、特別の理由がある場合を除き、第五条第五項の規定による定めを変更し、当該簿冊等を文書館に移管しなければならない。

4 実施機関は、第一項又は前項の規定により文書館に移管する簿冊等について、第十二条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。(管理状況の報告等)

第九条 実施機関は、簿冊管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、

毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。(公文書管理規程)

第十条 実施機関は、公文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め(以下「公文書管理規程」という。)を設けなければならない。

2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 作成に関する事項
- 二 整理に関する事項
- 三 保存に関する事項
- 四 簿冊管理簿に関する事項
- 五 移管又は廃棄に関する事項
- 六 管理状況の報告に関する事項
- 七 その他規則で定める事項

3 実施機関は、公文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等

第十一条 教育委員会は、特定歴史公文書等について、第三十二条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 教育委員会は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 教育委員会は、特定歴史公文書等に個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十二条 教育委員会は、文書館において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- 一 当該特定歴史公文書等が実施機関から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
 - イ 情報公開条例第十四条第一号に掲げる情報
 - ロ 情報公開条例第十四条第二号に掲げる情報
 - ハ 情報公開条例第十四条第三号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報
 - ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- 二 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであつて、当該期間が経過していない場合
- 三 当該特定歴史公文書等の原本を利用供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は文書館において当該原本が現に使用されている場合
- 2 教育委員会は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第四項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。
- 3 教育委員会は、第一項第一号又は第二号に掲げる場合であつても、同項第一号イ

から二までに掲げる情報又は同項第二号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第十三条 教育委員会は、前条第一項第一号ロの規定にかかわらず、同号ロに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があつた場合において、教育委員会規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があつたときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号ロに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求の方法)

第十四条 特定歴史公文書等の利用請求をしようとする者は、教育委員会に対し、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「利用請求書」という。）を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 利用請求をしようとする特定歴史公文書等に係る目録（第十一条第四項の目録をいう。）に記載された当該特定歴史公文書等の名称
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める事項
- 2 教育委員会は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、教育委員会は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(利用請求に対する措置)

第十五条 教育委員会は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用に関し教育委

員会規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 教育委員会は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第十六条 前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があつた日から起算して三十日以内になければならない。ただし、第十四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、教育委員会は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第十七条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があつた日から起算して六十日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、教育委員会は、利用請求に係る特定歴史公文書等の中の相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、教育委員会は、同条第一項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 利用請求に係る特定歴史公文書等に県、国、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第二項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、教育委員会は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の

名称その他教育委員会規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 教育委員会は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第十四条第二号ロ又は第三号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、第十五条第一項の決定（以下「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他教育委員会規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、特定歴史公文書等であつて第十二条第一項第一号ニに該当するものとして第八条第四項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他教育委員会規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 教育委員会は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等について利用決定をするときは、当該利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、教育委員会は、当該利用決定後直ちに、当該意見書（第十二条第三号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、当該利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第十九条 教育委員会が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報の進展状況等を勘案して教育委員会規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用の負担)

第二十条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、実費の範囲において規則で定める費用を負担しなければならない。

(審査請求及び群馬県公文書等管理委員会への諮問)

第二十一条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、知事に対し、審査請求をすることができる。

2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、知事は、審査請求が不適法であり、却下する場合を除き、群馬県公文書等管理委員会に諮問しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第二十二条 知事は、前条第三項の規定により諮問したときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいふ。以下同じ。)

二 利用請求者(利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第

三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第二十三条 第十八条第四項の規定は、利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決をする場合について準用する。

(群馬県公文書等管理委員会の調査権限)

第二十四条 群馬県公文書等管理委員会は、必要があると認めるときは、教育委員会に対し、審査請求に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合において、何人も、群馬県公文書等管理委員会に対し、その提示された特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 教育委員会は、群馬県公文書等管理委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 群馬県公文書等管理委員会は、必要があると認めるときは、教育委員会に対し、

審査請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を群馬県公文書等管理委員会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、群馬県公文書等管理委員会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、群馬県公文書等管理委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は知事(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第二十五条 群馬県公文書等管理委員会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べ、機会を与えなければならない。ただし、群馬県公文書等管理委員会が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、群馬県公文書等管理委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第二十六条 審査請求人等は、群馬県公文書等管理委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、群馬県公文書等管理委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。(提出資料の写しの送付等)

第二十七条 群馬県公文書等管理委員会は、第二十四条第三項若しくは第四項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、群馬県公文書等管理委員会に対し、群馬県公文書等管理委員会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を群馬県公文書等管理委員会が定める方法により表示したものの閲覧)を求め、ことができる。この場合において、群馬県公文書等管理委員会は、第三者の利益を害する

おそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 群馬県公文書等管理委員会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、群馬県公文書等管理委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 群馬県公文書等管理委員会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第二十八条 群馬県公文書等管理委員会の行う第二十一条第三項の規定により知事から諮問された事項についての調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第二十九条 群馬県公文書等管理委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(利用の促進)

第三十条 教育委員会は、特定歴史公文書等(第十二条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元実施機関による利用の特例)

第三十一条 特定歴史公文書等を移管した実施機関が教育委員会に対してそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十二条第一項第一号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第三十二条 教育委員会は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

(保存及び利用の状況の報告等)

第三十三条 教育委員会は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の報告について、その概要を公表しなければならない。

第四章 群馬県公文書等管理委員会

(委員会の設置)

第三十四条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、群馬県公文書等管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

3 委員会の委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、第二十八条の規定により公開しないとされた調査審議の手続において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 この条例に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員会への諮問)

第三十五条 知事又は教育委員会は、この条例に基づく規則又は教育委員会規則の制定又は改廃の立案をしようとするときは、委員会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、公文書管理規程の制定又は改廃の立案をしようとするときは、委員会に諮問しなければならない。ただし、当該立案が規則で定める軽微な変更に該当する場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第三十二条の規定による廃棄をしようとするときは、委員会に諮問しなければならない。

(資料の提出等の求め)

第三十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、知事、教育委員会又は実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第五章 雑則

(研修)

第三十七条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 教育委員会は、実施機関の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(適用除外)

第三十八条 次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第五十三条の二第三項に規定する訴訟に関する書類(次条において「訴訟書類」という。)

二 刑事訴訟法第五十三条の二第四項に規定する押収物及び公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十七条第一項の規定に基づき、公社が市町村に代わって当該市町村の公営住宅又は共同施設を管理する際に作成し、又は取得した文書 この条例の規定

(訴訟に関する書類等の取扱い)

第三十九条 実施機関は、訴訟書類が歴史公文書等に該当するときは、教育委員会と協議し、当該訴訟書類を文書館に移管することができる。

2 実施機関は、前項の規定により文書館に移管する訴訟書類について、文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならぬ。

3 前項の規定により意見が付された特定歴史公文書等について利用請求があったときは、第十二条の規定にかかわらず、教育委員会は、利用の制限を行うものとする。

(組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置)

第四十条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後にあってこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(出資等法人の文書管理)

第四十一条 県が出資その他財政支出等を行う法人(県設立地方独立行政法人及び公社を除く。)であつて、実施機関が定めるもの(次項において「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に必要措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の文書管理)

第四十二条 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。)は、その保有する文書であつて、その管理を行う同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設に関するものについて、この条例の趣旨にのっとり、適正な管理に必要措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(委任)

第四十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

第六章 罰則

第四十四条 第三十四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四章(第三十四条第六項及び第三十五条第三項を除く。)及び次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく規則、教育委員会規則及び公文書管理規程の制定のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の規定は、施行日以後に作成し、又は取得した文書について適用する。

4 実施機関は、この条例の施行の際現に自ら定めた基準により保存期間を定めて保存している簿冊等(能率的な事務又は事業の処理及び文書の適切な保存に資するようまとめられた相互に密接な関連を有する文書の集合物又は単独で管理することが適当であると認められた文書をいう。以下同じ。)で当該保存期間を満了してなお保存しているものについては、第八条の規定の例により、文書館に移管し、又は廃棄するよう努めるものとする。

5 実施機関は、この条例の施行の際現に自ら定めた基準により保存期間を定めて保存している簿冊等で当該保存期間を満了していないものについては、当該保存期間を第五条第一項又は第三項の規定により定めた保存期間とみなして、同条第四項及び第五項並びに第八条の規定の例により取り扱うよう努めるものとする。

6 この条例の施行の際現に文書館において保存されている歴史公文書等に相当する文書(保存期間が満了していない公文書を除く。)及び前二項の規定により文書館に移管された簿冊等については、特定歴史公文書等とみなす。

(群馬県情報公開条例の一部改正)

7 群馬県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「もの」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十五号)第二条

第四項に規定する特定歴史公文書等

(群馬県個人情報保護条例の一部改正)

8 群馬県個人情報保護条例(平成十二年群馬県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項第二号中「もの」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十五号)第二条

第四項に規定する特定歴史公文書等

(群馬県立文書館の設置に関する条例の一部改正)

9 群馬県立文書館の設置に関する条例(昭和五十七年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「県の公文書」を「群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十五号)第二条第四項に規定する特定歴史公文書等」に改める。

群馬県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十六号

群馬県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、群馬県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 第八十三回国民スポーツ大会及び第二十八回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費の財源に充てるため、群馬県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十八号

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「五年間」を「十年間」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十九号

群馬県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針(第三条)

第三章 設備及び運営に関する基準(第四条―第三十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」といふ。)第六十八条の五第一項の規定に基づき、無料低額宿泊所(法第二条第三項第八号に掲げる生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の範囲)

第二条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること(明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)

ロ 入居者の総数に占める生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条

第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利用料(居室使用料及び共益費を除く。)を受領してサービスを提供していること(サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。)

二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準(同法第十一条第三号に規定する住宅扶助に係るものに限る。)に基づく額以下であること。

第二章 基本方針

第三条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が自立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第三章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第四条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。(設備の専用)

第五条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第六条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に三年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。第二十一条において同じ。)が、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第二十一条を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第七条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、県に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第八条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及

び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第九条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 提供した具体的なサービスの内容及び記録

二 第三十条第二項に規定する苦情の内容及び記録

三 第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第十条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第十一条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として一年以下のもの(入居定員が四人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。)を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね二十分移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に依り、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四以下

二 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八以下

4 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。)の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に依り、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- 一 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のみ 二十人以下
 - 二 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四十人以下
 - 五 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第九条各項に規定する記録のほか、第二十条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
- (設備の基準)
- 第十二条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の規定を遵守するものでなければならない。
- 2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の規定を遵守するものでなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
 - 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
- 一 居室
 - 二 炊事設備
 - 三 洗面所
 - 四 便所
 - 五 浴室
 - 六 洗濯室又は洗濯場
- 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。
- 一 共用室
 - 二 相談室
 - 三 食堂
- 6 第四項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、七・四三平方メートル以上とすること。
 - ニ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。
 - ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。
 - ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。
 - 二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - 三 洗面所 入居定員に適したものを設けること。
 - 四 便所 入居定員に適したものを設けること。
 - 五 浴室
 - イ 入居定員に適したものを設けること。
 - ロ 浴槽を設けること。
 - 六 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。
- (職員配置の基準)
- 第十三条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。
- 2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。
- (入居申込者に対する説明、契約等)
- 第十四条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以

外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（一年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、一年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第十四条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第一項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項の重要事項及び第二項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該

重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第七項第一号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第七項の規定により第一項の重要事項及び第二項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第七項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入居申込者に対し、第一項の重要事項及び第二項の事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（入居居）

第十五条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となつたと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとと

もに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第十六条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第七号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

- 一 食事の提供に要する費用
 - 二 居室使用料
 - 三 共益費
 - 四 光熱水費
 - 五 日用品費
 - 六 基本サービス費
 - 七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
- 2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。
- 一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
 - 二 居室使用料
 - イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
 - 三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
 - 四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
 - 五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
 - 六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

イ 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第十七条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第十八条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第十九条 無料低額宿泊所は、入居者に対し一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第二十条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第二十一条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第二十二条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十三条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第二十四条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十五条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第二十六条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるも

の(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

五 第十四条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

九 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、県に届け出ること。

十一 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

十二 金銭等の管理の状況について、県の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(揭示及び公表)

第二十七条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第二十八条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であつた者が、正当な理由がなく、

その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。

(広告)

第二十九条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第三十条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、県からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十一条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第三十二条 第十二条第三項から第五項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十一条及び第三十

二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(居室に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十四号)第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所(次条において単に「無料低額宿泊所」という。)が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室については、第十二条第六項第一号イ及びニからへまでの規定は、この条例の施行後三年間は、適用しない。

第三条 無料低額宿泊所が、平成二十七年六月三十日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同年七月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第十二条第六項第一号ハに規定する基準を満たさないものについては、同号ハの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

一 居室の床面積が、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上であること。

二 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第十二条第六項第一号ハに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。

三 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

四 第十二条第五項第一号の規定にかかわらず、共用室を設けること。

五 居室の床面積の改善についての計画を、県と協議の上作成すること。

六 前号の規定により作成した計画を県に提出するとともに、段階的かつ計画的に第十二条第六項第一号ハに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。

2 前項の建物については、同項第五号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

群馬県医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十号

群馬県医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例

群馬県医学生修学資金貸与条例(平成二十二年群馬県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県外の」を削る。

第二条中「であつて県外のもの」及び「(規則で定める県内出身者等)」を削り、「満たないもの」の下に「(国立大学法人群馬大学が設置する群馬大学に在学する者にあつては、規則で定める県外出身者)」を加える。

第七条第一項中「のいずれかに該当する場合は、」を「に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の」に、「利息」を「当該額に係る利息」に改め、「の全部」を削り、同項第一号中「から特定病院」の下に「(修学資金の貸与に当たり規則で定める区域において臨床研修に従事することを約した修学生にあつては、当該区域内にある特定病院。第九条第二項第三号において同じ。)」を加え、「とき。」を「とき 全額」に改め、同項第二号中「とき。」を「とき 全額」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 修学資金の貸与に当たり規則で定める区域において臨床研修に従事することを約した修学生が、大学を卒業した日から一年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格し、かつ、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から当該区域外の特定病院において臨床研修に従事し、又はその修了後引き続き特定病院において医師としての業務に従事した場合において、業務従事期間が、従事必要期間に達したとき 規則で定める額

第七条第二項中「知事は」の下に「前項第三号に該当する場合を除き」を加え、「修学資金の額に当該業務従事期間に従事必要期間で除して得た割合を乗じて得た」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める」に、「利息」を「当該額に係る利息」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に規定する場合 同号に定める修学資金の免除額に当該業務従事期間に従事必要期間で除して得た割合を乗じて得た額(修学資金の貸与に当たり規

則で定める区域において臨床研修に従事することを約した修学生にあつては、当該額に規則で定める額を加算した額)

二 前項第二号に規定する場合 同号に定める修学資金の免除額に当該業務従事期間に従事必要期間で除して得た割合を乗じて得た額

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第二十一号

群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県介護保険法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「七千円」を「一万二百円」に改める。

別表第一の一の項中「八千八百円」を「一万二千元」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十二号

群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例

群馬県がん対策推進条例(平成二十二年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号を次のように改める。

三 小児及びAYA世代(おおむね十五歳以上四十歳未満の者をいう。以下同じ。)のがん患者に対するがん医療の充実並びにがん医療に関する医療機関の連携協力体制及び長期フォローアップ体制の整備

第七条第四号中「重粒子線治療等」を「重粒子線治療、がんゲノム医療等の」に改める。

第十三条第一号中「相談支援体制」を「相談支援及び情報提供体制」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 小児及びAYA世代のがん患者並びにその家族等の特性に応じた相談支援及び情報提供体制の充実

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例及び群馬県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十三号

群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例及び群馬県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

(群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例の一部改正)

第一条 群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例

第一条中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に、「覚せい剤製造業者」を「覚せい剤製造業者」に改める。

第二条第一号中「覚せい剤製造業者」を「覚せい剤製造業者」に改め、同条第二号中「覚せい剤施用機関」を「覚せい剤施用機関」に改め、同条第三号中「覚せい剤研究者」を「覚せい剤研究者」に改め、同条第四号中「覚せい剤原料輸入業者又は覚せい剤原料輸出業者」を「覚せい剤原料輸入業者又は覚せい剤原料輸出業者」に改め、同条第五号中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料製造業者」に改め、同条第六号中「覚せい剤原料取扱者」を「覚せい剤原料取扱者」に改め、同条第七号中「覚せい剤原料研究者」を「覚せい剤原料研究者」に改め、同条第八号中「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤製造業者」に改め、同条第九号中「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」に改める。

(群馬県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第二条 群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年群馬県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚せい剤及び」に、「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改める。

附則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十四号

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「十万分の四十」を「十万分の三十八」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県食品衛生法施行条例及び群馬県食品衛生条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十五号

群馬県食品衛生法施行条例及び群馬県食品衛生条例の一部を改正する条例

（群馬県食品衛生法施行条例の一部改正）

第一条 群馬県食品衛生法施行条例（平成十二年群馬県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法」を「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第五条に規定する旧食品衛生法」に改め、「営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する必要な」を削る。

別表第二の一の表十一の項及び別表第二の二の表六の項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（群馬県食品衛生条例の一部改正）

第二条 群馬県食品衛生条例（昭和四十四年群馬県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第十条、第十一条第二項」を「第十二条、第十三条第二項」に、「第五十条第三項」を「第五十条第二項」に改める。

附則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十六号

群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年群馬県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する講習会を受けさせなければならない。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十七号

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例(昭和五十七年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「知事」を「前項に定めるもののほか、知事」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第八条第一項に規定する授業料等減免対象者に対して授業料の全部又は一部を免除するものとする。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県肥料取締法関係手数料条例及び群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十八号

群馬県肥料取締法関係手数料条例及び群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例の一部を改正する条例

(群馬県肥料取締法関係手数料条例の一部改正)

第一条 群馬県肥料取締法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県肥料の品質の確保等に関する法律関係手数料条例

第一条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第二条第一号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

(群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例の一部改正)

第二条 群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例(平成十六年群馬県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行する。

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十九号

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「豚コレラ」を「豚熱」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 知事は、相当の理由があると認めるときは、豚熱の家畜予防注射を受けようとする者について、前項の規定にかかわらず、手数料を注射後の知事の指定する日までに納付させることができる。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成十五年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三化学系の項中「一〇、六〇〇円」を「八、六八〇円」に改め、同表バイオ系の項を削る。

別表第五校正の項中「以上五、九一〇円」を削り、同表製作又は加工の項中「三、三五〇円」を「三、五四〇円」に改める。

別表第六試験の項中「二、五五〇円」を「二、七一〇円」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県流域下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第三十一号

群馬県流域下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)以下「法」という。)の規定に基づき、流域下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(流域下水道事業の設置)

第二条 県は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、流域下水道事業を設置する。

2 前項の流域下水道事業に係る流域下水道の名称及び流域関連公共下水道は、次のとおりとする。

名称	流域関連公共下水道
利根川上流流域下水道奥利根処理区	沼田市公共下水道 みなかみ町公共下水道
利根川上流流域下水道県央処理区	前橋市公共下水道 高崎市公共下水道 渋川市公共下水道 藤岡市公共下水道 吉岡町公共下水道 玉村町公共下水道 甘楽町公共下水道 富岡市公共下水道 安中市公共下水道 榛東村公共下水道
東毛流域下水道桐生処理区	桐生市公共下水道 みどり市公共下水道
東毛流域下水道新田処理区	太田市公共下水道
東毛流域下水道西邑楽処理区	太田市公共下水道

東毛流域下水道佐波処理区

千代田町公共下水道
大泉町公共下水道
邑楽町公共下水道
伊勢崎市公共下水道
太田市公共下水道

3 法第二条第三項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第一条第二項の規定に基づき、流域下水道事業に法第二条第二項に規定する財務規定等を、令和二年四月一日から適用する。

(経営の基本)

第三条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(利益の処分)

第四条 法第三十二条第一項の規定により毎事業年度生じた利益(第四項各号に掲げる利益剰余金を除く。)をもって前事業年度から繰り越した欠損金を埋め、なお利益に剰余金があるときは、その剰余金の全部又は一部を特定の目的のために積立金として積み立てることができる。

2 前項の規定により利益を積み立てる場合においては、議会の議決を経て、その用途を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

3 前項に規定する積立金は、その目的以外の用途には使用することができない。ただし、当該目的以外の用途に使用することについて議会の議決を経た場合は、この限りでない。

4 次に掲げる利益剰余金については、法第三十二条第一項の規定による場合及び毎事業年度生じた欠損金を埋めた場合を除くほか、資本金に組み入れなければならない。

- 一 借入金の償還の財源に充てるために積み立てた積立金を使用して次に掲げる資金を償還した場合において生じた利益剰余金であつて、その使用した積立金の額に相当するもの
- イ 流域下水道事業の建設又は改良に要する経費(以下「建設改良費」という。)の財源に充てるために起こした企業債

ロ 建設改良費の財源に充てるために法第十七条の二第二項又は第十八条の二第一項の規定により貸付けを受けた長期借入金

二 流域下水道事業の建設又は改良を行うために積み立てた積立金を使用して流域下水道事業の建設又は改良を行った場合において生じた利益剰余金であつて、その使用した積立金の額に相当するもの

三 利益の処分として特定の目的のために積み立てた積立金を使用して第一号ロの資金を償還した場合において生じた利益剰余金であつて、その使用した積立金の額に相当するもの

(欠損の処理)

第五条 法第三十二条の二の規定により前事業年度から繰り越した利益をもつて欠損金を埋め、なお欠損金に残額があるときは、欠損金を埋めるための積立金(以下「利益積立金」という。)をもつて埋めるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもつて欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、前条第二項に規定する積立金をもつて埋め、なお欠損金に残額があるときは、議会の議決を経て、資本剰余金をもつて埋めることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第六条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売却以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第七条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により、流域下水道事業の業務に従事する職員員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円を超える場合とする。

(会計事務の処理)

第八条 法三十四条の二ただし書の規定に基づき、流域下水道事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第九条 流域下水道事業の業務に関し法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が百万円を超えるもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円を超えるものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第十条 知事は、流域下水道事業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から翌年三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概況

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、流域下水道事業の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(群馬県流域下水道条例の廃止)

2 群馬県流域下水道条例(昭和五十六年群馬県条例第二十号)は、廃止する。

(群馬県特別会計設置条例の一部改正)

3 群馬県特別会計設置条例(昭和三十九年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及び第二十条 削除

(群馬県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正前の群馬県特別会計設置条例(以下「改正前の条例」という。)第二十条に規定する群馬県流域下水道事業費特別会計に係る令和元年度分の歳入歳出の出納及び決算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第二十条の規定により設けられた群馬県流域下水道事業費特別会計に所属する権利及び義務は、第二条に規定する流域下水道事業に係る法に基づく特別会計に帰属するものとする。

(群馬県公営企業職員定数条例及び群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

6 次に掲げる条例の規定中「病院事業」の下に「及び流域下水道事業」を加える。

一 群馬県公営企業職員定数条例(昭和四十年群馬県条例第二十二号)第一条

二 群馬県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第五十七号)

第一条

群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十二号

群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

群馬県建築基準法施行条例(昭和五十八年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「第百十二条第十八項第一号」を「第百十二条第十九項第一号」に、「第百十二条第十項」を「同条第十一項」に改め、同条第二項中「第百十二条第十九項」を「第百十二条第二十項」に、「第百十二条第二十項」を「第百十二条第二十一項」に改める。

第十七条第一号及び第二十四条中「第百十二条第十八項第一号」を「第百十二条第十九項第一号」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十三号

群馬県営住宅管理条例の一部を改正する条例

群馬県営住宅管理条例(昭和三十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「規則で定める条件を具備した連帯保証人一人以上(規則で定める額以上の収入を有する同居者がある場合にあつては、その者を含む二人以上)が連署をした」を削り、同号ただし書を削る。

第十四条の見出し中「連帯保証人等」を「身元引受人」に改め、同条第一項中「連帯保証人及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前項第一号から第三号までに」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 死亡したとき。

二 住所又は居所が不明になったとき。

三 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。

第十四条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「連帯保証人」及び「連帯保証人又は」を削り、同項を同条第三項とする。

第十六条第二項第二号中「申請者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認めるものが連帯保証人として連署した」を削る。

第四十七条第一項第五号中「若しくは第三項」を削り、「同条第二項各号」を「同項各号」に改め、「連帯保証人若しくは」及び「若しくは同条第三項」を削り、同条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第四十七条第三項に規定する利息については、なお従前の例による。

群馬県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十四号

群馬県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

群馬県監査委員に関する条例(昭和三十九年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「普通地方公共団体の長」を「知事」に改める。

第六条中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改め、「賠償責任について監査し、」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該期間内に回付することができないことにつき特別の理由があるときは、この限りでない。

第十条第一項中「決算等」を「報告書等」に改め、同項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 法第百五十条第五項に規定する報告書

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十五号

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(群馬県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 群馬県立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、〇〇八人」を「二、九二六人」に、「三一七人」を

「三一七人」に、「三、四五八人」を「三、三七四人」に改め、同項第三号イ中

「七六九人」を「八三二人」に、「六人」を「七人」に、「三八人」を「四一人」

に、「八一三人」を「八八〇人」に改め、同号ロ中「六六八人」を「六八〇人」に、

「三六人」を「三七人」に、「八六人」を「九一人」に、「七九〇人」を「八〇八

人」に改める。

(群馬県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 群馬県市町村立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「六、四七〇人」を「六、四二四人」に、「四五人」を

「四二人」に、「三二四人」を「三一八人」に、「六、八三九人」を「六、七八四

人」に改め、同項第二号中「三、九六二人」を「三、九〇九人」に、「一八一人」

を「一八五人」に、「四、一六九人」を「四、一一〇人」に改め、同項第三号中

「二六四人」を「二〇四人」に、「学校栄養職員 二人」を「学校栄養職員

一人」に、「六人」を「四人」に、「二七二人」を「二〇九人」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第三十六号

群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに第六条第一項及び第三項」を、「第六条第一項及び第三項並びに第七条」に改める。

第七条第一項中「この項」の下に「及び次条」を加える。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等)

第八条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条第一項に規定する指針に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第三十七号

群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例

群馬県立学校設置条例(昭和三十九年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

「桐生高等学校

別表中
桐生南高等学校
桐生西高等学校
桐生女子高等学校

を「桐生高等学校
桐生清桜高等学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別表に規定する桐生高等学校、桐生南高等学校、桐生西高等学校及び桐生女子高等学校は、改正後の別表の規定にかかわらず、令和三年三月三十一日までの間、存続するものとする。

(生徒の入学)

3 改正後の別表に規定する桐生高等学校及び桐生清桜高等学校は、令和三年度から生徒を入学させるものとする。

群馬県公営企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第三十八号

群馬県公営企業職員定数条例の一部を改正する条例

群馬県公営企業職員定数条例(昭和四十年群馬県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三百十八人」を「二百九十三人」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第三十九号

群馬県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例

群馬県水道用水料金徴収条例(昭和五十八年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表中「百二円」を「百円」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

文教警察常任委員会	産経土木常任委員会	環境農林常任委員会	
<p>一 地域創生部の所管に関する事項（文化財の保護に関する事項に限る。）</p> <p>二 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>三 公安委員会及び警察本部の所管に関する事項</p>	<p>一 産業経済部の所管に関する事項（ぐんま総合情報センターに関する事項を除く。）</p> <p>二 県土整備部の所管に関する事項</p> <p>三 企業局の所管に関する事項</p> <p>四 労働委員会及び収用委員会の所管に関する事項</p>	<p>一 環境森林部の所管に関する事項</p> <p>二 農政部の所管に関する事項</p> <p>三 内水面漁場管理委員会の所管に関する事項</p>	<p>四 健康福祉部の所管に関する事項</p> <p>五 病院局の所管に関する事項</p>

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
